

鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付要綱

制 定 平成 19 年 4 月 1 日 鶴地振第 1589 号（区長決裁）

最近改正 令和 6 年 1 月 18 日 鶴地振第 1190 号（区長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、鶴見区内（以下、「区内」という。）において、青少年の居場所づくり活動を実施する運営団体（以下「補助団体」という。）に対し、鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付は、青少年が多様な人との交流や様々な体験を重ねることができる場を身近な地域に創出することにより、地域における青少年の健全育成活動の充実を図ることを目的とする。
- 3 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱における青少年とは、概ね 18 歳以下の者とする。

（審査会の設置）

- 第 3 条 補助対象事業を公正かつ適正に審議するため、事務局に「鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金審査会」（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会の設置については、別に定める。

（補助団体等の範囲）

- 第 4 条 この要綱における補助団体等（以下「団体等」という。）は、青少年の居場所づくり活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 構成員が 5 人以上いること。
- (2) 構成員の半数以上が鶴見区内在住・在学・在勤であること。

（排除対象）

- 第 5 条 前条に規定する団体等の範囲であっても、次の各号に掲げる団体は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象となる事業要件）

第6条 補助の対象となる事業は、青少年の居場所づくりを主たる目的とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鶴見区の青少年施策に沿った事業であること。
- (2) 団体等が自主的に行う事業であること。
- (3) 青少年を対象とした公共性・公益性のある事業であること。
- (4) 青少年の居場所は区内の屋内で開設すること。
- (5) 活動の頻度は、月1回以上定期的に実施し、年間52時間以上であること。ただし、年度途中に開始した場合は、月1回以上定期的に実施し、年間52時間を月割りにした時間数以上であること。
- (6) この補助金の他に横浜市（区）の補助金等を受けていないこと。
- (7) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (8) 営利を目的としないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。

2 事業の対象者は、原則として区内在住・在学・在勤の青少年であること。

（補助対象経費）

第7条 補助対象となる経費は、補助対象となる事業に直接必要な経費とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 消耗品費、材料費（食材費・食糧費は除く。）
- (2) 会場及び物品の利用料
- (3) 講師や指導者への謝礼、研修会参加費
- (4) コピー・写真・チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
- (5) 郵送代等通信費
- (6) 交通費
- (7) 保険料
- (8) その他鶴見区長（以下「区長」という。）が認める経費

2 区長は、前項1号から7号に規定する費目であっても、事業執行にふさわしくない経費については、補助対象から除くことができる。

(補助金額)

第8条 補助金額は、1事業の上限は13万円とし、当該年度の予算の範囲内において区長が決定する。

(補助金の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、次の各号の書類を区長に提出するものとする。

- (1) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業計画書(第2号様式)
- (3) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 収支予算書(第3号様式)
- (4) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 従事者名簿(第4号様式)
- (5) その他区長が必要と認める書類(団体の規約、名簿、活動報告等がわかるもの)

2 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

3 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする団体が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第10条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付決定通知書(第5号様式)(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。また、補助しないことを決定した場合は、申請者に鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金不交付決定通知書(第6号様式)(以下「不交付決定通知書」という。)を交付する。

2 区長は、必要に応じ申請者又は第1項の交付の決定を受けた者が、第5条第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

3 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請取下げの期日は、申請者が決定通知書(又は不交付決定通知書)の交付を受けてから、7日後の日とする。

(補助金の請求)

第 11 条 申請者は、鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金請求書（第 7 号様式）（以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第 12 条 補助金規則第 17 条の規定により区長が必要と認める場合は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(実績報告)

第 13 条 申請者は、補助金の交付を受けたときは、事業終了後、区長が定める期日までに次の各号の書類を区長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

- (1) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業完了報告書（第 8 号様式）
- (2) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業実績報告書（第 9 号様式）
- (3) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 収支決算書（第 10 号様式）
- (4) 領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下単に「領収書等」という。）
- (5) その他区長が必要と認める書類（事業チラシ等、事業内容が把握できる書類）

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、団体等は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

3 第 1 項の精算において、補助金に剰余金が生じた場合は、区長が定める方法により返還しなければならない。

4 申請者は、第 1 項第 3 号に規定する領収書等のうち、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等については、その提出を省略することができる。ただし、区長が必要と認めるものについては、この限りでない。

5 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により活動報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる書類とする。

(補助金額の確定通知)

第 14 条 区長は、前条による報告書を受領したときは、内容等を十分に審査して補助金額を確定し、申請者に対し、鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付額確定通知書(第 11 号様式)を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、団体等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、返還所要額の有無にかかわらず、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 12 号様式)に必要な書類を添付し、消費税申告後 1 か月以内に区長に対して報告しなければならない。なお、団体等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。団体等は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(補助金の取り消しなど)

第 16 条 補助金を受けた団体が、次の各号に該当するときは、区長は、既に交付した補助金の全部 または一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金規則に違反したとき。
- (2) 第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 書類の記載事項に虚偽があるとき
- (4) その他不正行為が認められるとき

(書類の閲覧)

第 17 条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項で規定する書類又はその写しについて、個人情報に該当する部分を除いて、一般の閲覧に供しなければならない。

2 閲覧の方法等は、横浜市市民協働条例施行規則第 4 条の規定に基づき行うものとする。

(帳簿・書類の整備保管等)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備しなければならない。

2 補助金の交付を受けた団体は、補助金と補助事業にかかる予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類その他の当該補助事業に関する事項について、調査を行うことができるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

第1号様式（第9条第1号）

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市鶴見区長

所在地 _____

申請団体名 _____

【代表者】

職・^{ふりがな}氏名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付要綱の規定に基づき、補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付要綱を遵守します。

1 補助申請事業名

2 補助申請金額

¥ _____ . -

3 添付書類

- (1) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業計画書（第2号様式）
- (2) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 収支予算書（第3号様式）
- (3) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 従事者名簿（第4号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類（団体の活動を証明する書類）

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警警察本部長に照会することについて同意します。

第2号様式（第9条第2号）

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業計画書

名称	
開設場所	
開設期日 及び時間帯 (総時間数)	
対象年齢	
事業の概要	(概要) (ねらい) (地域等との連携について)
周知・PRの 方法	
備考	

第3号様式（第9条第3号）

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動 収支予算書

【収入の部】

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支出の部】

項 目	金 額	説 明
合 計		

鶴見区青少年の居場所づくり活動 従事者名簿

年 月 日現在の従事者

役職	ふりがな 氏名	住所

【申請団体が法人の場合】

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名

代表者氏名

（申請者）

様

横浜市鶴見区長

印

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額及び交付時期 円 _____ . -

交付時期は、補助金の交付決定後、適法な請求書を受理してから、30日以内
（指定口座への振込みにより支出します）

2 交付条件

- (1) この補助金は、申請書に記載された事業のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 他の事業に使用した時、又は書類の記載事項に虚偽のあるとき、もしくはその他不正な行為が認められる場合は、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (3) 事業終了後、区長が定める期日までに事業完了報告書（第8号様式）に必要書類を添付して提出してください。
- (4) 補助金に剰余金が生じた場合は、速やかに返還してください。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められる場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 補助金の交付を受けた場合は、補助金と補助事業にかかる予算及び決算の関係を明らかにした書類（帳簿、領収書等）を整備し、事業終了後5年間保管してください。
- (7) 交付金額は、事業実績報告書を審査したうえで確定するものとします。

ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、交付申請の段階では、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税を補助対象経費とした場合においては、実績報告書の提出の際に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなる場合には、当該仕入控除税額を除いた金額により実績報告を行う必要があります。また、補助金交付決定通知書の交付後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）により、速やかに区長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

担当 鶴見区地域振興課
電話

鶴地振第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市鶴見区長 印

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金については、次の理由により交付しないこととします。

1 不交付とする理由

2 不交付決定にともなう申請の取下げについて

不交付決定にともなう申請の取下げについては、不交付決定通知書の交付を受けた場合、不交付決定通知書の交付を受けた日から7日後に申請の取下げを認めます。（この場合は申請がなかったものとみなします。）

担当 鶴見区地域振興課
電話

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金請求書

年 月 日

（請求先）

横浜市鶴見区長

所在地 _____

申請団体名 _____

代表者 職・氏名 _____

年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ . -

2 振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 普通・当座

口座番号 _____

口座名義 _____

3 添付資料

年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し

（留意事項）請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

上記の口座に振込を依頼します。

申請団体名 _____

代表者 職・氏名 _____

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業完了報告書

年 月 日

（提出先）

横浜市鶴見区長

所在地 _____

申請団体名 _____

代表者 職 ・ 氏名 _____

年 月 日鶴地振第 号で補助金交付の決定を受けました、 年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金事業が終了しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。補助金交付要綱に基づき、次のとおり事業の報告をします。

1 補助金交付額 ¥ _____ . -

2 補助金受領年月日 年 月 日

3 補助金執行額 ¥ _____ . -

4 剰余金 ¥ _____ . -

5 添付資料

- (1) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業実績報告書（第9号様式）
- (2) 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業収支決算書（第10号様式）
- (3) 領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し
(一件が100,000円未満のものに係る領収書等は提出を省略することができます。)
- (4) 事業の内容がわかる書類（チラシ、写真等）

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動 事業実績報告書

名称	
開設場所	
開設期日 及び時間帯 (総時間数)	
対象年齢	
事業内容	
周知・PRの 方法	
備考	

第 10 号様式 (第 12 条第 2 号)

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動 収支決算書

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金の決算について、次のとおり報告します。

収入金額 円 _____ . -

支出金額 円 _____ . -

差引金額 円 _____ . -

【収入の部】

項 目	予算金額	収入済額	説 明
合 計			

【支出の部】

項 目	予算金額	支出済額	説 明
合 計			

鶴地振第 号

年 月 日

(申請者)

様

横浜市鶴見区長

印

年度 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました補助金については、次のとおり確定しましたので 通知します。
なお、確定額を超えて交付した補助金については、納期限までに返還してください。

1 補助金交付確定額 ¥ _____ . ー

2 交付済補助金額 ¥ _____ . ー

3 補助金返還額 ¥ _____ . ー

(交付済補助金額と補助交付確定額の差)

4 納期限 年 月 日

担当 鶴見区地域振興課
電話

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

横浜市鶴見区長

所在地 _____

申請団体名 _____

代表者 職 ・ 氏名 _____

年 月 日鶴地振第 号で補助金交付の決定を受けました、 年度鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

¥ _____ . -

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ _____ . -

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

¥ _____ . -

4 補助金返還額 (2 から 3 の額を差し引いた額)

¥ _____ . -

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)